

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成18年9月

評価対象（事業名）	給水装置工事主任技術者試験	
担当部局・課	主管部局・課	健康局水道課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	安全で質が高く災害に強い水道を整備すること
	I	安全で質の高い水道の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>水道法では、水道事業者が自らの給水区域において、水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該水道事業者が指定した給水装置工事事業者の施行した給水装置であることを供給条件とすることができることとしている。</p> <p>給水装置工事事業者の指定に係る要件の一つとして、事業所ごとに、給水装置工事主任技術試験に合格し、厚生労働大臣が交付する給水装置工事主任技術者免状を有する者のうちから、給水装置工事主任技術者として選任する者を置くことが挙げられている。</p> <p>なお、当該試験の試験事務については、厚生労働大臣の指定を受けた者（指定試験機関）に行わせることができることとしている。</p>
関連公益法人名
(財) 給水工事技術振興財団

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>給水装置工事主任技術者資格は、公共の水道施設に直結して、個々の水道利用者に飲料水を供給するための給水装置に特化して、その工事を取り扱う専門性の高い資格であり、その工事の良否が水道利用者の衛生問題に直接影響を及ぼすのみならず、工事に問題があれば、公共の水道施設を通じて他の水道利用者にまで影響が波及するという点で、水道水の安全確保に重大な意義を持っている。</p> <p>また、給水装置工事主任技術者は、「給水装置の構造及び材質の基準」を熟知し、工事に係る給水装置の構造及び材質がその基準に適合しているかどうかを的確に判断するとともに、現場の条件に応じて、同基準に適合するよう工事を適切に管理し、最終的な基準の適合を的確に判断できる知識と技能が求められることから、資格の取得に当たって試験を課すことが必要である。</p> <p>当該試験は給水装置工事主任技術者として必要な知識と技能を有するかを判定をするための試験であり、高い公益性が求められることから、本来的には国が行うことが望ましいが、毎年2万人以上が受験する試験を国が実施することには相当程度の負担が伴い、行政の効率化に反することから、公益性が高く、人員や組織の面で一定の要件を満たす法人等を厚生労働大臣が指定して当該試験を委託することにより、効率的な運営が図られているところである。</p>

【参考指標】

	受験者数 (受験票交付数)	合格者数
平成15年度	28,061名	8,805名
平成16年度	25,137名	8,035名
平成17年度	23,078名	5,354名

評価結果 (事務・事業の必要性)

給水装置工事主任技術者試験は、水道水の安全な供給のために必要なものであることから、引き続き実施することとともに、当該試験事業を効率的に運営する観点から、引き続き、一定要件を満たす法人等に試験事務を委託することが妥当である。

3. 特記事項

--